

<p>制度の名称</p>	<p>介護保険料の減免(家屋被害以外)</p>														
<p>制度の内容</p>	<p>●令和元年台風第19号(以下「台風第19号」という。)により被災した被保険者で、以下に該当する場合は、下記の区分に応じて保険料を減免します。</p> <p>令和元年度相当分の保険料のうち、災害救助法が適用された日から令和2年3月31日までに普通徴収の納期が設定されている又は特別徴収される保険料。令和元年度末(令和2年3月)に資格を取得した方については、令和2年4月1日から令和2年9月30日に普通徴収の納期が設定される保険料。</p> <p>令和2年度相当分の保険料のうち、令和2年4月1日から令和2年9月30日までに普通徴収の納期が設定されている又は特別徴収される保険料。</p> <p>(1) 台風第19号による被害を受けたことにより、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、障害者となり、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 全額</p> <p>(2) 台風第19号による被害を受けたことにより、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明となった第1号被保険者 全額 ※令和2年9月30日までにその行方が明らかとなったときは、行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険料が対象。</p> <p>(3) 台風第19号による被害を受けたことにより、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である第1号被保険者(合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額。以下同じ。)のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計が400万円を超える者を除く。)</p> <p>【表1】で算出した第1号保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額</p> <p><b>【表1】</b></p> <table border="1" data-bbox="411 1294 1453 1556"> <tr> <td colspan="2">対象保険料額=A×B/C</td> </tr> <tr> <td colspan="2">A: 当該第1号被保険者の保険料額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">B: 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年中の所得の合計額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">C: 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年中の合計所得金額</td> </tr> </table> <p><b>【表2】</b></p> <table border="1" data-bbox="411 1594 1453 1937"> <thead> <tr> <th>前年中の合計所得金額</th> <th>軽減又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下であるとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>200万円を超えるとき</td> <td>80% ただし、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者について、失業し、又は事業を廃止した等により、当面の間、収入が見込めない場合は、全部</td> </tr> </tbody> </table>	対象保険料額=A×B/C		A: 当該第1号被保険者の保険料額		B: 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年中の所得の合計額		C: 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年中の合計所得金額		前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合	200万円以下であるとき	全部	200万円を超えるとき	80% ただし、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者について、失業し、又は事業を廃止した等により、当面の間、収入が見込めない場合は、全部
対象保険料額=A×B/C															
A: 当該第1号被保険者の保険料額															
B: 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年中の所得の合計額															
C: 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年中の合計所得金額															
前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合														
200万円以下であるとき	全部														
200万円を超えるとき	80% ただし、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者について、失業し、又は事業を廃止した等により、当面の間、収入が見込めない場合は、全部														
<p>お問い合わせ</p>	<p>税務課税制係 0289-63-2117 本庁本館1階</p>														